四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県及び陸前高田市

二　地域再生計画の名称　気仙地域の地域資源利用による震災復興に向けた地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　陸前高田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県三戸郡三戸町

二　地域再生計画の名称　【すこやかで、すみよい町　さんのへ】計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県三戸郡三戸町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県及び岩手県下閉伊郡岩泉町

二　地域再生計画の名称　岩泉西部地域の林業振興による地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県下閉伊郡岩泉町の区域の一部（旧大川村及び旧小川村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県及び仙台市

二　地域再生計画の名称　秋保二口街道地域間交流促進基盤整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　仙台市の区域の一部（秋保地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県及び気仙沼市

二　地域再生計画の名称　海と山をつなぐ人と自然が共生するまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　気仙沼市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県及び宮城県伊具郡丸森町

二　地域再生計画の名称　地域資源を活かした観光交流推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県伊具郡丸森町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県及び山形県西村山郡大江町

二　地域再生計画の名称　森林資源の積極的活用による地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山形県西村山郡大江町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県西白河郡矢吹町

二　地域再生計画の名称　未来を拓く日本三大開拓地　さわやかな田園のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福島県西白河郡矢吹町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　笠間市

二　地域再生計画の名称　「かさまの　粋」水と緑のふる里再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　笠間市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）